

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： アメリカ合衆国の税務当局との仲裁手続に係る実施取決

現在の日米租税条約は、2003年11月6日に署名され2004年3月30日に効力が発生しています。その後、2013年1月24日に同条約を改正する議定書が署名され、2019年8月30日に発行しました。同議定書により条約25条（相互協議条項）が改訂され、仲裁手続に関する5項ないし7項が追加されました。7項(i)は最初の仲裁手続が開始される日の前に、条約25条5項ないし7号の規定と整合的な期間及び手続について、書面によって合意することとされていきました。両国の権限のある当局は、令和3年2月3日に仲裁手続の実施のための取決め（「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約第二十五条5、6及び7に係る実施取決め」以下「実施取決め」）を定めました。

日米租税条約における仲裁手続の概要は、以下のとおりです。

仲裁手続の対象となる事案

日米両国又はいずれかの措置により、条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、権限のある当局間の協議によっても解決されない場合且つ以下の要件を満たした場合には、仲裁手続を行うことができます(25条5)。

- (a) 当該事案について申立てをした者が、その申立てをした権限のある当局に対し、当該事案の仲裁による解決を要請する書面を提出したこと。
- (b) 全ての関係者及びその代理人が、仲裁手続の過程において、権限のある当局又は仲裁のための委員会から受領した情報を関係者以外の者に対して開示しない旨を表明した書面を提出したこと。

ここでいう課税を受けたとは、租税が支払われ、若しくは租税に賦課その他の決定（例えば、納税義務の更正、決定又は不履行の通知の発出）がなされた場合又は税務当局により納税者に対してその所得のある要素について課税する意図がある旨の正式な通知（例えば、調整案の通知の発出）がされた場合をいいます。

また、租税の徴収手続が停止されることが可能であったという事実は、課税を受けた旨の判断に影響を及ぼしません（2013年議定書3により追加された議定書14(a)）。

仲裁手続の対象とならない事案

次のいずれかに該当する事案については、仲裁に付託されません(25条6)。

- (a) 特定の納税者を対象としない事案
- (b) いずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った事案
- (c) 両締約国の権限のある当局が、仲裁による解決に適さない旨を決定し、かつ、その旨を当該事案について申立てをした者に対して開始日の後二年以内に通知した事案
- (d) 当該事案が日米租税条約に定めのない場合のみの対象である場合

仲裁のための委員会

仲裁のための委員会は、3人の個人により構成され、任命される構成員は、当該締約国の税務当局若しくは財務省の職員である者又は仲裁手続が開始する日に先立つ12箇月の期間内にそれらの職員であった者であってはなりません。各締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員を1人選定し、選定された2人の構成員は、仲裁のための委員会の長となる第三の構成員を選定します（2013年議定書3により追加された議定書14(b)）。

仲裁のための委員会の決定

仲裁のための委員会の決定は、事案について申立てをした者が当該決定を受け入れない場合を除くほか、当該申立てをした者が所定の期間内に当該決定を受け入れた場合において、両締約国の権限ある当局の合意による当該事案全体の解決とみなされ、両締約国を拘束します(条約 25 条 7(e))。

今回公表された「実施取決め」は、仲裁手続き実施のための細部の手続きを定めるものです。同様の実施取決めは、オランダ、香港、ポルトガル、ニュージーランド、英国、スウェーデンとの二国間条約においても公表されています。

お見逃しなく！

仲裁手続きは、あくまで相互協議手続きの開始日から 2 年を経過した日以降で他の条件を満たした日に開始されますが、事前確認取決めの要請の対象となった取引の価格更正や価格調整についてはいずれかの締約国の税務当局が価格更正や価格調整についての正式な通知を発した日の後 6 箇月を経過する日以降で他の条件を満たした日に開始されます。